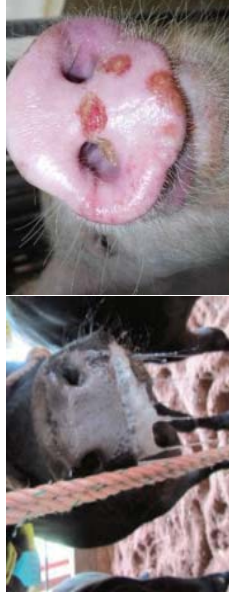


動植物検疫について

- 口蹄疫やミカンコミバエ等、我が国に侵入した場合、農畜産物等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼす疾病や病害虫、また、狂犬病等の人や動物の生命を脅かす感染症が存在する。このため、全国の農畜産業の基盤や国民の生命を守るため、国の責務として、法に基づき、疾病や病害虫の侵入防止を図っている。
- 国境措置である動植物検疫において、国籍を問わず農畜産物や動物の輸入者に対して検査を義務づけ、検査結果に基づき廃棄・消毒等の命令を行っている（公権力の行使）。
- このため、農林水産省に専門職として設置されている防疫官は、専門的知見の保有、関係法制度の熟知及び海外での疾病状況等の把握を行い、科学的知見に基づき、全国各地に配置された動物検疫所・植物防疫所において、均一な専門技術水準に基づき、育一的に検査を実施し、公正厳格な検査を実現している。

我が国が侵入を警戒する伝染性疾病・植物の病害虫の例

口蹄疫



伝播力が極めて強く、広域にわたって牛、豚等に大流行を引き起こす。
（平成22年に宮崎県で発生し、牛・豚合わせて約30万頭を殺処分）

狂犬病



有効な治療法はなく、発病した場合の死亡率はほぼ100%。
（日本では、昭和32年以降、海外で感染した人の例を除き、本病の発生はない）

ミカンコミバエ



東南アジアなどに発生。かんきつ類、ウリ類等の生果実に大きな被害。
（日本では、奄美群島、沖縄、小笠原諸島に発生し、25年の歳月と254億円の費用をかけ平成5年に根絶。）

ウリミバエ



